住所の異動編

転入 転入 転出 転居

住所とは「生活の拠点」です。

仕事や日常生活、家族、コミュニティなど多角的な観点から客観的に見て、一般的には生活の拠点が引き続き1年以上ある場所に住所の登録をすることになります。

転出と転入

住所を異動する場合、次の手続きが必要です。

●「転出」

今まで住んでいた市区町村で行い、引っ越しをする前に手続きが必要です。「転出証明書」を発行します。

●「転入」

新しく住む市区町村で、実際に住み始めてから14日以内に行い、手続きには「転出証明書」が必要となります。

この二つの手続きを行わないと住所は異動しません。

転居

同じ市区町村の中で引っ越しをした場合がこれに当たります。転入手続きと同様に、実際に新しい場所に住み始めてから14日以内に届け出が必要です。

【よくあるQ&A】

Q 手続きは誰でもできるの？

A 手続きできるのは本人または世帯主です。また、窓口では本人確認のため、運転免許証などの提示をお願いしています。これは、なりすましによる事件を防ぐためです。代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。また、転出に限り郵送による手続きもできます。詳しい方法については、お問い合わせください。

Q 税金はどうなるの？

A 住所（市区町村）の変更に伴って、税金の納付先が変わるものと変わらないものがあります。
住民税（市町村民税）は、1月1日の住所地の市区町村に1年分を収めるので、年の途中で住所が変わっても納付先は変わりません。
しかし、国保税・介護保険料は、納付先が変わります。

Q 世帯主ってなに？

A 世帯とは、住居および生計を共にする者の集まり。または独立して住居を維持し、もしくは独立して生計を営む単身者をいいます。
世帯主とは、世帯の中で中心となる人物のことで、世帯側からの申出により決まります。

★注意★

住所の異動に伴って国保の保険証、印鑑登録証、介護保険証なども変わります。前住所地から発行されていたものは使えませんので、必ず返却をお願いします。

実際に住んでいないにもかかわらず、住所の変更手続きを行わないままにしておくと、実態調査をした後、住民登録が抹消される場合があります。

また、各種手続きには（国保の届け出も含む）定められた期間があります。この期間を過ぎた場合、裁判所に通知した後、過料を払わなければならない場合があります。

今月号で説明した内容以外にも手続きが必要な場合があります。

また、手続きに必要な書類などの詳細については、あらかじめお問い合わせください。

お問合せ●住民課
住民係　☎76-5401
国保年金係　☎76-5405

道路への土砂の流出防止対策をお願いします

風や雨が原因で、畑や山林などの土砂が流出して、道路や側溝等に堆積することが多くみられます。道路上に堆積した土砂は、人や車の通行の妨げとなるだけでなく、側溝の排水不良により冠水の原因にもなります。

また、沿道の土地が道路より高い場所では、自然に土砂が道路に流出することもあります。

耕作者や農地･山林などをお持ちの方は､周りに草木を植えたり、土が流れ出さないように土留め（柵）を設置するなど、道路への土砂流出防止対策を実施していただきますようご協力をお願いします。

【主な対策例】
- 除草剤の使用を抑え、法面の草をできるだけ残す
- 法面に植物を植えて法面を保護
- 防砂ネットの設置など

法面の草をできるだけ残す

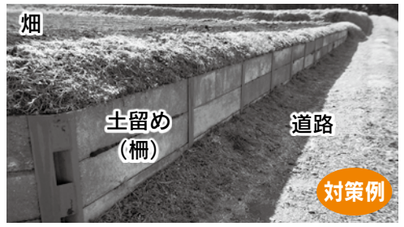

法面に土留め（柵）を設置

お問合せ●都市整備課土木管理係☎ 76-5407

4月1日から変わります！

し尿処理手数料改定のお知らせ

東総衛生組合では、消費税率の改定に伴い、し尿処理手数料と課税方式を下記のとおり変更します。これは増税分（3%）のみを反映したものです。

また、工事現場やイベント等で使用する仮設トイレは、収集１回に付き 500 円（税別）の加算金が新たに設けられました。皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

旧料金	新料金
引き抜き量 1 リットルにつき　15 円（税込）	引き抜き量 10 リットルにつき　142 円（税別）

お問合せ●東総衛生組合☎ 62-0794

確定申告はお済みですか？

5 千万円を超える財産が国外にある方は
「国外財産調書」の提出が義務付けされました
詳しくは税務署にお問い合わせください。

■申告・納税期限（平成 26 年分）
- 所得税および復興特別所得税・贈与税　3 月 16 日（月）
- 個人事業者の消費税・地方消費税　3 月 31 日（火）

■口座振替納付日
- 所得税および復興特別所得税　4 月 20 日（月）
- 個人事業者の消費税・地方消費税　4 月 23 日（木）

※国税庁のホームページで所得税の確定申告書などが作成できます。
http://www.nta.go.jp/

相談はお早めに！　期限間近は混雑が予想されます。

～所得税と町県民税の申告相談～

日時●３月 16 日（月）まで（土・日は除く。ただし、３月１日（日）は休日相談を実施します）
午前９時～正午、午後１時～５時（受付は午後４時まで）
会場●多古町役場２階　第４会議室

お問合せ●多古町税務課課税係☎ 76-5402　佐原税務署☎ 0478-54-1331（音声案内）